

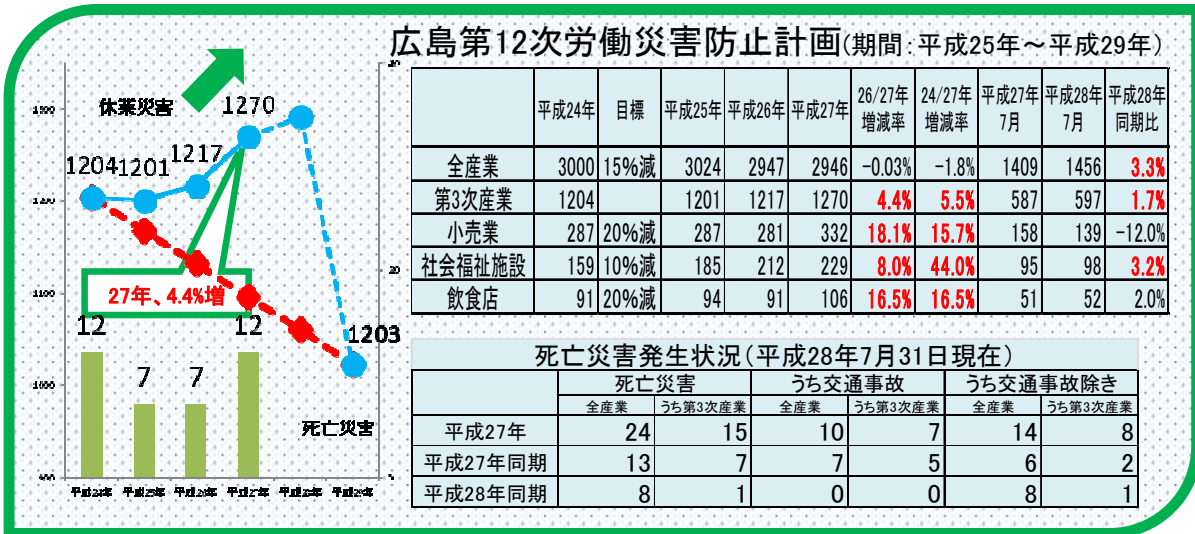


第3次産業を 経営する皆様へ

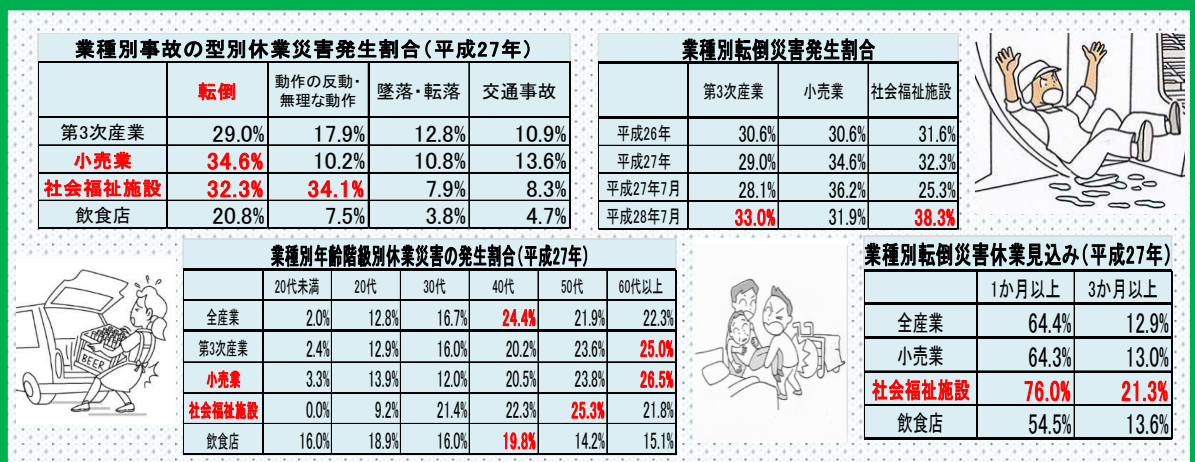
STOP!!
～労働災害～

人口減少社会では、人材の確保・定着が企業にとって重要な課題です。
そのためには、安全な職場の実現(STOP労働災害)が重要です。

休業災害は、平成27年で対前年比4.4%増、うち社会福祉施設8.0%増
平成28年で対前年同期比1.7%増、うち社会福祉施設年々増加



休業災害は、転倒、動作の反動・無理な動作の災害が多発、平成28年で転倒災害が増加、社会福祉施設の転倒災害の休業見込み1か月以上76%



転倒、動作の反動・無理な動作の災害防止を重点に職場総点検の実施を！
TOPの決断！ → 安全TOP企業 → TOP人材確保・定着へ

～広島労働局から「一億総活躍社会の実現に向けて」のお願い～
企業の生産性の向上のため、働き方改革(女性の活躍)、正社員化が有効！！



女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定・届出しましょう！！
取組が優秀な事業主は厚生労働大臣の認定を目指しましょう！！

★一般事業主行動計画の策定・届出

301人以上の企業は、①自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、②行動計画の策定、社内周知、公表、③都道府県労働局への届出、④女性の活躍に関する情報の公表が義務づけられています(300人以下の企業は努力義務)。

★厚生労働大臣の認定

女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優秀な事業主は一定の認定基準に基づき厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定を受けた事業主は、厚生労働大臣が定める認定マークを使用し、女性の活躍推進企業であることをPRすることができます。



次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、くるみん認定、プラチナくるみん認定を目指しましょう！！

★一般事業主行動計画の策定・届出

101人以上の企業は、①行動計画の策定、社内周知、公表、③都道府県労働局への届出が義務づけられています(100人以下の企業は努力義務)。

★厚生労働大臣の認定

一定の要件を満たした場合は厚生労働大臣の認定(くるみん)を受けることができ、また、くるみん認定を受けた企業のうち、より高い水準の取組を行った場合は、厚生労働大臣の特例認定(プラチナくるみん)を受けることができます。

認定を受けた事業主は、厚生労働大臣が定める認定マーク(くるみん、プラチナくるみん)を使用することができ、子育てサポート企業であることをPRすることができます。

公表の掲載先として女性の活躍・両立支援総合サイト内にある次のサイトをご活用ください。

- ①女性の活躍推進企業データベース、②両立支援のひろば両立支援総合サイト(一般事業主行動計画公表サイト)、③ポジティブ・アクション情報ポータルサイト(ポジティブ・アクション応援サイト、女性の活躍推進宣言コーナー)、



若年雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定)を目指しましょう！！

★労働局長の認定

一定の要件を満たした場合は労働局長の認定(ユースエール認定)を受けることができ、①認定マークの使用が可能、②若者の採用・育成を支援する関係助成金を加算、③公共調達における加点評価などのメリットを受けることができます。なお、認定企業は、厚生労働省のユースエール認定企業・若者応援宣言企業検索システムに掲載されます。

働く職場のあんぜんプロジェクトへ参加登録しましょう！！

労働災害のない日本を目指して、働く人の安全に一生懸命に取り組むものとして、その安全活動の状況、労働災害の発生状況等を厚生労働省のあんぜんプロジェクト登録サイトに登録し公表できます。

広島県の最低賃金は769円です。(平成27年10月1日発効)



広島労働局(広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館)